

岩手県告示第 524 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
社団医療法人 新和会	宮古市山口五丁目 3 番 20 号	桜ヶ丘訪問看護ステーション	宮古山口訪問看護ステーション	宮古市山口五丁目 3 番 20 号	平成 19 年 5 月 1 日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
社団医療法人 新和会	宮古市山口五丁目 3 番 20 号	桜ヶ丘訪問看護ステーション	宮古山口訪問看護ステーション	宮古市山口五丁目 3 番 20 号	平成 19 年 5 月 1 日